| | | |
|---|---|---|
| 愛知県のうち<br>犬山市 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 愛知県のうち<br>犬山市 | 同時に給油することができる自動車の数が六以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量十一キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 愛知県のうち<br>小牧市 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 愛知県のうち<br>小牧市 | 同時に給油することができる自動車の数が五以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 愛知県のうち<br>岩倉市 | 同時に給油することができる自動車の数が六以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>五　容量十一キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 愛知県のうち<br>弥富市 | 同時に給油することができる自動車の数が六以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十八キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が四十八キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>五　容量十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 愛知県のうち<br>弥富市 | 同時に給油することができる自動車の数が五以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十三・五キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が五十一キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が十一・五キロリットル以上<br>五　容量十一キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| 三重県のうち<br>津市 | 同時に給油することができる自動車の数が二以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が〇・六キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が九・五キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が九・五キロリットル以上<br>四　灯油のタンクの容量が九・五キロリットル以上<br>五　容量九・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |